

## 自立の定義

一人の人間としての社会生活を考えるとき、障害者の自立は重要な概念である。その自立とは何かを整理しておく必要がある。そこで各種法律に記述されているその定義を通して、自立について考えてみたい。

国語辞典によると、「自立とは、他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること。ひとりだち。経済的に…する。」と書かれ、幅広い解釈が可能な説明となっている。

「自立」について触れた法律としては、生活保護法の第1条に「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と書かれている。次に、社会保障制度に関する勧告では「国家扶助の適用をうけている者、身体障害者、児童、その他援護育成を要する者が、自立してその能力を發揮できるよう、必要な生活指導、更生補導、その他の援護育成を行うことをいう」と社会福祉の対象者の自立について記載している。また、障害者基本法では、第6条で「国及び地方公共団体は、(略)障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」と記されている。これらの法律の記載を見る限り、その文章からは自立の意味を特定することはできず、不明確である。

これとは別に、厚生労働省が所管する社会保障審議会福祉部会での定義に「自立とは、他の援助を受けずに自分の力で身を立てることの意味であるが、障害者分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの思想の普及を背景として、自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと、障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加することの意味としても用いられている」と自立の概念について明示している。

障害者分野において当事者団体が定義する自立は、1982年(昭和57)の脳性マヒ者等全身性障害者問題研究会が「自立という言葉は、従来“保護を受けなくて済むようになる”とか“障害を克服して社会経済活動に参加すること”と解釈されてきたが、この研究会で論じられた自立の概念は、労働力として社会復帰が期待できない重度障害者が社会の一員として、意義ある自己実現と社会参加を果たそうとする努力を社会的に位置づけようとするものである。すなわち自らの判断と決定により主体的に生き、その行動について自らの責任を負うことである」とより具体的に障害者の自立について定義している。

## 障害者の自立生活

わが国での自立に対する捉え方は、自分のことは自分ですといった「身体能力の自立」や本人自身の生活あるいは世帯主として家族を支える「経済的自立」といったものが一般的な自立の概念である。「働かざる者食うべからず」「穀潰し」といった過去の時代の言葉に表されるように、資本主義国家としての命題である生産性が根底で重要な要素となっている。生産性を有することを問い、標準的労働力を備えていることが自立には不可欠な要素となっている。それが一人前になるということにつながり、それを目標とするのがわが国の自立観である。実際、

その考え方をもとに戦後の障害者施策も展開している。働くことを基本とし、職業的自立を目指すことに力を注いでいる。就労が可能な者は「更生」を目標に掲げ、不可能な者については施設等で「保護」することを基本に障害者施策が行われてきた。しかし、障害者分野におけるそうした身辺自立や経済的自立とする自立観も時代の変遷とともに変化している。それは、客体的に保護する存在と捉えられていた障害者が1964年(昭和39)の東京パラリンピック以降、主体的存在としての位置付けで社会改革運動を行い、新たな社会づくりを展開したことに因る。

具体的には、当事者自身が各地で「福祉のまちづくり」を目標に掲げ、健常者中心といわれる社会構造の改革を目指して運動を行っている。そこには1970年代のアメリカの自立生活運動と相呼応するわが国の障害者運動が大きな原動力となっている。主体的に人生を生きようとする障害者の自立が社会の注目を浴びたのである。「障害者が他の手助けをより多く必要とする事実があっても、その障害者がより依存的であることには必ずしもならない。人の助けを借りて15分で衣類を着、仕事に出かけられる人間は、自分で衣類を着るのに2時間かかるため家にいる人間より自立している」とする新たな自立観が旋風を巻き起こしたのである。

1981年の国際障害者年以降、障害者の自立の概念は大きく変化している。個人の尊厳という新たな人間観に影響を受け、旧来の自立観から社会的自立といわれる「自己決定の自立」や「個性や尊厳の自立」といった概念を中心に障害者の自立が提唱されるようになっていく。これは、一般的にイメージする日常生活の自立が絶対的なものではなく、あくまでも相対化されるものであることを意味している。

この自立観はとりわけ、身辺自立が不可能とされるような障害があっても、当事者の自己決定によって社会資源を有効に、効率よく利用、管理することで一人の障害者の生活全体の質(QOL)を向上させることが可能であることを意味するものである。加えて、介助を必要とする障害者は保護の対象であり、家族と離れて施設等で生活を送ることが当たり前とされた旧来の障害者施策に大きな発想の転換を求めるものである。

いかなる障害があっても当事者自身が人生の主役であり、その人生において自ら決定することを最大限に尊重されることが自立と位置付けている。また、自らの意思によって、人生で起こりうるさまざまな苦難や危険を冒す権利を持つことも「障害者の自立」に含まれている。客体的な保護の対象ではなく、人生の主体者であることを周囲の人たちが認めること。障害者は哀れみの対象ではなく、当たり前で普通の生活を営み、諸々のサービスやサポートを受け、人生を生きていく権利を認める社会であることが障害者の自立を可能にする不可欠な要素である。

## 【参考文献】

定藤丈弘、岡本栄一、北野誠一『自立生活の思想と展望』ミネルヴァ書房、1993年  
全国自立生活センター『自立生活運動と障害文化』現代書館、2011年  
厚生省大臣官房政策課調査室『日本の社会保障の歩み』中央法規出版、1997年